

鋼船規則

鋼船規則検査要領

R 編

防火構造, 脱出設備及び
消火設備

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 R 編

2010 年 第 2 回 一部改正
2010 年 第 3 回 一部改正

2010 年 12 月 27 日 規則 第 101 号 / 達 第 112 号

2010 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2010 年 7 月 27 日 理事会 承認

2010 年 12 月 9 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
財団法人 日本海事協会

鋼船規則

規
則

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

2010 年 第 2 回 一部改正

2010 年 12 月 27 日 規則 第 101 号

2010 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2010 年 7 月 27 日 理事会 承認

2010 年 12 月 9 日 国土交通大臣 認可

2010年12月27日 規則 第101号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造，脱出設備及び消火設備

16章 操作

16.2 火災時の安全操作

16.2.1 火災安全操作手引書

-1.を次のように改める。

-1. 要求される火災安全操作手引書は，火災安全に関して船舶の安全運航及び貨物の操作作業のために必要な情報及び指示を含むものでなければならない。また，当該手引書は，貨物の荷役中及び航行中の船舶における一般的火災安全に対する乗組員の責任に関する情報を含むものとし，一般貨物の取扱のために必要な火災安全注意が説明されなければならない。危険物及び可燃性液体をばら積みして運送する船舶においては，火災安全操作手引書は，~~BCコード（固体ばら積み貨物のための安全要件コード）~~IMSBCコード（国際海上固体ばら積み貨物コード），IBCコード（危険化学薬品をばら積みで運送する船舶の構造及び設備のための国際コード），IGCコード（液化ガスをばら積みで運送する船舶の構造及び設備のための国際コード）又はIMDGコード（国際海上危険物コード）に記載された消火方法及び緊急時の貨物取扱いについて適切に参照できるものでもなければならない。

19章 危険物の運送

19.2 総則

19.2.1 を次のように改める。

19.2.1 適用

-1. 本編の4章から16章、18章及び20章の要件に適合することに加え、19.2.2に規定する危険物の運送のための貨物区域は、~~限られた量~~少量の危険物及び微量の危険物を運送する場合を除くほか、本章の要件に適合しなければならない。ただし、本編に定める他の要件を満たすことにより、本章に定める要件が満たされる場合は、この限りではない。

-2. 19.2.3に規定する危険物の運送に要する設備及び運送の条件については、SOLAS 第VI章第1.1規則に定義するIMSBC Code (以下、「IMSBC Code」という。)及び同第VII章第1.1規則に定義するIMDG Code (以下、「IMDG Code」という。)の該当する規定にもよらなければならない。~~また、「Code of Safe Practice for Solid Bulk Cargoes (Res. A.434(XI))」(以下、「BC Code」という。)の該当する規定にも注意しなければならない。~~

19.2.3 を次のように改める。

19.2.3 危険物の種類

本章の規定の適用をうける危険物は、次の(1)から~~(21)~~(23)に分類される。

- (1) 火薬類であって、IMDG Codeにおいてclass 1.1から1.6に分類されるもの(ただし、class 1.4Sに分類されるものを除く。)
- (2) 火薬類であって、IMDG Codeにおいてclass 1.4Sに分類されるもの。
- (3) 引火性高圧ガスであって、IMDG Codeにおいてclass 2.1に分類されるもの。
- (4) 非引火性非毒性高圧ガスであって、IMDG Codeにおいてclass 2.2に分類されるもの。
- (5) 引火性毒性高圧ガスであって、IMDG Codeにおいてclass 2.3に分類されるもの。
- (6) 非引火性毒性高圧ガスであって、IMDG Codeにおいてclass 2.3に分類されるもの。
- ~~(7)~~ 引火性液体であって、IMDG CodeにおいてそれぞれClass 3に分類されるもののうち、引火点が23℃未満の液体。
- ~~(7)~~ 引火性液体であって、IMDG CodeにおいてClass 3に分類されるもののうち、引火点が23℃以上で~~60~~60℃以下の液体。
- ~~(8)~~ 可燃性物質であって、IMDG Codeにおいてclass 4.1に分類されるもの。
- ~~(9)~~ 自然発火性物質であって、IMDG Codeにおいてclass 4.2に分類されるもの。
- (11) 水反応可燃性液体物質であって、IMDG Codeにおいてclass 4.3に分類されるもの。
- ~~(10)~~ 水反応可燃性固体物質であって、IMDG Codeにおいてclass 4.3に分類されるもの。
- ~~(11)~~ 酸化性物質であって、IMDG Codeにおいてclass 5.1に分類されるもの。
- ~~(12)~~ 有機過酸化物であって、IMDG Codeにおいてclass 5.2に分類されるもの。
- ~~(13)~~ 毒物であって、IMDG Codeにおいてclass 6.1に分類されるもののうち、引火点が~~61~~61℃を超える液体。
- ~~(14)~~ 毒物であって、IMDG Codeにおいてclass 6.1に分類されるもののうち、引火点が

- ~~23°C未満の液体。~~
- ~~(15) 毒物であって、IMDG Codeにおいてclass 6.1に分類されるもののうち、引火点が23°C以上で61°C以下の液体。~~
- ~~(15) 毒物であって、IMDG Codeにおいてclass 6.1に分類されるもののうち、引火点が23°C未満の液体。~~
- ~~(16) 毒物であって、IMDG Codeにおいてclass 6.1に分類されるもののうち、引火点が23°C以上で60°C以下の液体。~~
- ~~(17) 毒物であって、IMDG Codeにおいてclass 6.1に分類されるもののうち、引火点が60°Cを超える液体。~~
- ~~(1618) 毒物であって、IMDG Codeにおいてclass 6.1に分類されるもののうち、固体であるもの。~~
- ~~(17) 腐食性物質であって、IMDG Codeにおいてclass 8に分類されるもののうち、引火点が61°Cを超える液体。~~
- ~~(18) 腐食性物質であって、IMDG Codeにおいてclass 8に分類されるもののうち、引火点が23°C未満の液体。~~
- ~~(19) 腐食性物質であって、IMDG Codeにおいてclass 8に分類されるもののうち、引火点が23°C以上で61°C以下の液体。~~
- ~~(19) 腐食性物質であって、IMDG Codeにおいてclass 8に分類されるもののうち、引火点が23°C未満の液体。~~
- ~~(20) 腐食性物質であって、IMDG Codeにおいてclass 8に分類されるもののうち、引火点が23°C以上で60°C以下の液体。~~
- ~~(21) 腐食性物質であって、IMDG Codeにおいてclass 8に分類されるもののうち、引火点が60°Cを超える液体。~~
- ~~(2022) 腐食性物質であって、IMDG Codeにおいてclass 8に分類されるもののうち、固体であるもの。~~
- ~~(2123) 有害性物質であって、IMDG Codeにおいてclass 9に分類されるもの。~~

表 R19.1 注) を次のように改める。

表 R19.1 船舶及び貨物区域における危険物の運送方法に対する特別要件の適用

特別要件 (19.3)	貨物区域の分類 (19.2.2)					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
19.3.1-1. 消火ポンプの遠隔操作等	X	X	X	X	X	X
19.3.1-2. 消火ポンプの能力の強化	X	X	X	X	X	-
19.3.1-3. 冷却装置の備付 (散水又は張水による)	-	X	X	X	X	X
19.3.1-4. その他の冷却装置の備付	-	X	X	X	X	X
19.3.1-5. ポンプの合計能力	X	X	X	X	X	-
19.3.2 発火源の排除	-	X	X	X	X	X ^d
19.3.3 火災探知装置の備付け	-	X	X	X	-	X ^d
19.3.4-1. 機械通風装置の備付け	-	X	X ^a	X	-	X ^d
19.3.4-2. 防爆型機械通風装置の備付け	-	X	X ^a	X	-	X ^d
19.3.5 ビルジの機関室への流入防止	-	X	X	X	-	-
19.3.6-1. 完全防護服の備付け	X	X	X	X	X	-
19.3.6-2. 自蔵式呼吸具の備付け	X	X	X	X	X	-
19.3.7 持運び式消火器の備付け	X	X	-	-	X	-
19.3.8 A 類機関区域の境界の防熱	X	X	X ^b	X	X	-
19.3.9 固定式加圧水噴霧装置	-	-	-	X ^c	X	-
19.3.10-1. 隣接ロールオン・ロールオフ区域との分離	-	-	-	X	-	-
19.3.10-2. 暴露甲板との分離	-	-	-	X	-	-

注)

- 表中の貨物区域の分類は、**19.2.2** の規定に従い次の通りとする。
 - 暴露甲板貨物区域 ((2)から(6)に該当する区域を含む。)
 - 一般貨物区域
 - コンテナ貨物区域
 - 閉囲されたロールオン・ロールオフ区域
 - 開放されたロールオン・ロールオフ区域
 - はしけ積載貨物区域
- 表中 X 印で示されたものは、該当する貨物区域に対して特別要件が適用されることを示す。ただし、当該措置を講じなければならない危険物の分類又は項目は、**表 R19.3** において、当該措置の欄に x 印があるものに限る。
- 表中に付した肩文字は、次による。
 - a : IMDG Code/class 4 及び 5.1 の固体貨物 (19.2.3(8)から(11)、(10)、(12)及び(13)) については、閉囲された貨物コンテナには適用しない。
IMDG Code/class 2, 3, 6.1 及び 8 の貨物 (19.2.3(3)から(7)及び(14)から(15)) については、閉囲された貨物コンテナで運送する場合には、通風の換気回数を、毎時 2 回まで減ずることができる。class 4 及び 5.1 の液体貨物 (19.2.3(9)から(11)及び(13)) については、閉囲された貨物コンテナで運送する場合には、通風の換気回数を、毎時 2 回まで減ずることができる。この要件の適用上、ポータブルタンクは、閉囲された貨物コンテナとする。
 - b : 甲板にのみ適用する。
 - c : 密閉し得ない閉囲ロールオン・ロールオフ区域にのみ適用する。
 - d : パージが可燃性蒸気を収容することができる特別なものである場合又はパージに接続している通風用のダクトによりパージの外部の安全な場所に可燃性蒸気を排出することができる場合には、本会はこの要件を軽減又は免除することがある。

表 R19.2 注) を次のように改める。

表 R19.2 ばら積み固体危険物を運送する船舶及び貨物区域のための
各種の分類の危険物に対する要件の適用

特別要件 (19.3)	危険物の種類 (19.2.3)						
	4.1	4.2	4.3 ^a	5.1	6.1	8	9
19.3.1-1. 消火ポンプの遠隔操作等	X	X	-	X	-	-	X
19.3.1-2. 消火ポンプの能力の強化	X	X	-	X	-	-	X
19.3.1-5. ポンプの合計能力	X	X	-	X	-	-	X
19.3.2 発火源の排除	X	X ^b	X	X ^c	-	-	X ^c
19.3.4-1. 機械通風装置の備付け	-	X ^b	X	-	-	-	-
19.3.4-2. 防爆型機械通風装置の備付け	X ^d	X ^b	X	X ^{b, d}	-	-	X ^{b, d}
19.3.4-3. 自然通風装置の備付け	X	X	X	X	X	X	X
19.3.6 人員の保護	X	X	X	X	X	X	X
19.3.8 A 類機関区域の境界の防熱	X	X	X	X ^b	-	-	X ^e

注)

- 表中の危険物の種類は、**19.2.3** に従い次による。
 - 4.1 : ~~(8)~~(9) 可燃性物質 (IMDG Code/class 4.1)
 - 4.2 : ~~(9)~~(10) 自然発火性物質 (IMDG Code/class 4.2)
 - 4.3 : ~~(10)~~(11)及び(12) 水反応可燃性物質 (IMDG Code/class 4.3)
 - 5.1 : ~~(11)~~(13) 酸化性物質 (IMDG Code/class 5.1)
 - 6.1 : ~~(16)~~(18) 固体毒物 (IMDG Code/class 6.1)
 - 8 : ~~(20)~~(22) 固体腐食性物質 (IMDG Code/class 8)
 - 9 : ~~(21)~~(23) 有害性物質 (IMDG Code/class 9)
- 表中 X 印で示されたものは、該当する危険物に対して特別要件が適用されることを示す。
- 表中に付した肩文字は、次による。
 - a : ばら積みで運送することのできるこの分類の物質の危険性については、本会は、この表の要件に適合することに加え、船舶の構造及び設備に対し特別な要件を課することがある。
 - b : 抽出溶剤を含むシードケーキ並びに硝酸アンモニウム及び硝酸アンモニウム肥料にのみ適用する。
 - c : 硝酸アンモニウム及び硝酸アンモニウム肥料にのみ適用する。ただし、保護等級は、国際電気委員会刊行物 60079, *Electrical Apparatus for Explosive Gas Atmospheres* に含まれる基準に従うことで十分とする。
 - d : 適切な保護金網の取り付けのみが要求される。
 - e : ~~改正された BC Code-IMSBC Code~~ の要件を適用するのみとして差し支えない。

表 R19.3 を次のように改める。

表 R19.3 ばら積み固体危険物以外の各種の分類の危険物に対する要件の適用

特別要件 (19.3)	危険物の種類 (19.2.3)																									
	1	1.4S	2.1	2.2	2.3	<u>2.3</u> <i>Fⁱ</i>	<u>2.3</u> <i>NF</i>	3L	3M	4.1	4.2	<u>4.3</u> <i>Liquids^j</i>	4.3	5.1	5.2 ^g	6.1H	6.1L <i>liquids</i>	6.1M <i>liquids</i>	<u>6.1H</u> <i>liquids</i>	6.1	8H	8L <i>liquids</i>	8M <i>liquids</i>	<u>8H</u> <i>liquids</i>	8	9
19.3.1-1.	X	X	X	X	X	<u>X</u>	<u>X</u>	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X
19.3.1-2.	X	X	X	X	X	<u>X</u>	<u>X</u>	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X	X	X	<u>X</u>	X	-
19.3.1-3.	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19.3.1-4.	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19.3.1-5.	X	X	X	X	X	<u>X</u>	<u>X</u>	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X	X	X	<u>X</u>	X	-
19.3.2	X	-	X	-	-	<u>X</u>	-	X	-	-	-	<u>X^g</u>	-	-	-	-	X	-	-	-	-	-	X	-	-	<u>Xⁱ</u>
19.3.3	X	X	X	X	X	-	<u>X</u>	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X	-	X	X	X	<u>X</u>	X	X	X	X	<u>X</u>	X	-
19.3.4-1.	-	-	X	-	X	-	<u>X</u>	X	-	X ^a	X ^a	<u>X</u>	X	X ^a	-	-	X	X	-	X ^a	-	X	X	-	-	X ^a
19.3.4-2.	-	-	X	-	-	-	-	X	-	-	-	-	-	-	-	-	X	-	-	-	-	-	X	X	-	<u>Xⁱ</u>
19.3.5	-	-	-	-	-	-	-	X	-	-	-	-	-	-	-	X	X	X	<u>X</u>	-	-	X	<u>X^h</u>	<u>X^h</u>	-	-
19.3.6	-	-	X	X	X	<u>X</u>	<u>X</u>	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X ^d
19.3.7	-	-	-	-	-	-	-	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X	-	-	X	X	-	-	-	X	X	-	-	-
19.3.8	X ^b	-	X	X	X	<u>X</u>	<u>X</u>	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X ^c	<u>X</u>	-	X	X	-	-	-	X	X	-	-	-
19.3.9	X	X	X	X	X	<u>X</u>	<u>X</u>	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X
19.3.10-1.	X	X	X	X	X	<u>X</u>	<u>X</u>	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X	X ^e	X	X	X	<u>X</u>	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X
19.3.10-2.	X	X	X	X	X	<u>X</u>	<u>X</u>	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X	X ^e	X	X	X	<u>X</u>	X	X	X	X	<u>X</u>	X	X

注)

1. 表中の危険物の種類は、19.2.3 に従い次による。
 - 1 : (1) 火薬類 (IMDG Code/class 1.1 から 1.6 に分類されるもの。ただし、class 1.4S に分類されるものを除く。)
 - 1.4S : (2) 火薬類 (IMDG Code/class 1.4S に分類されるもの。)
 - 2.1 : (3) 引火性高压ガス (IMDG Code/class 2.1)
 - 2.2 : (4) 非引火性非毒性高压ガス (IMDG Code/class 2.2)
 - ~~2.3 : (5) 毒性高压ガス (IMDG Code/class 2.3)~~
 - 2.3F : (5) 引火性毒性高压ガス (IMDG Code/class 2.3)
 - 2.3NF : (6) 非引火性毒性高压ガス (IMDG Code/class 2.3)
 - 3L : (~~6~~7) 引火点が 23°C未満の引火性液体 (IMDG Code/class 3)
 - 3M : (~~7~~8) 引火点が 23°C以上で ~~61~~60°C以下の引火性液体 (IMDG Code/class 3)
 - 4.1 : (~~8~~9) 可燃性物質 (IMDG Code/class 4.1)
 - 4.2 : (~~9~~10) 自然発火性物質 (IMDG Code/class 4.2)
 - 4.3L liquids : (11) 水反応可燃性液体物質 (IMDG Code/class 4.3)
 - 4.3 : (~~10~~12) 水反応可燃性固体物質 (IMDG Code/class 4.3)
 - 5.1 : (~~11~~13) 酸化性物質 (IMDG Code/class 5.1)
 - 5.2 : (~~12~~14) 有機過酸化物 (IMDG Code/class 5.2)
 - ~~6.1H : (13) 引火点が 61°Cを超える液体毒物 (IMDG Code/class 6.1)~~
 - ~~6.1L : (14) 引火点が 23°C未満の液体毒物 (IMDG Code/class 6.1)~~
 - ~~6.1M : (15) 引火点が 23°C以上で 61°C以下の液体毒物 (IMDG Code/class 6.1)~~
 - 6.1L liquids : (15) 引火点が 23°C未満の液体毒物 (IMDG Code/class 6.1)
 - 6.1M liquids : (16) 引火点が 23°C以上で 60°C以下の液体毒物 (IMDG Code/class 6.1)
 - 6.1H liquids : (17) 引火点が 60°Cを超える液体毒物 (IMDG Code/class 6.1)
 - 6.1 : (~~16~~18) 固体毒物 (IMDG Code/class 6.1)
 - ~~8H : (17) 引火点が 61°Cを超える液体腐食性物質 (IMDG Code/class 8)~~
 - ~~8L : (18) 引火点が 23°C未満の液体腐食性物質 (IMDG Code/class 8)~~
 - ~~8M : (19) 引火点が 23°C以上で 61°C以下の液体腐食性物質 (IMDG Code/class 8)~~
 - 8L liquids : (19) 引火点が 23°C未満の液体腐食性物質 (IMDG Code/class 8)
 - 8M liquids : (20) 引火点が 23°C以上で 60°C以下の液体腐食性物質 (IMDG Code/class 8)
 - 8H liquids : (21) 引火点が 60°Cを超える液体腐食性物質 (IMDG Code/class 8)
 - 8 : (~~20~~22) 固体腐食性物質 (IMDG Code/class 8)
 - 9 : (~~21~~23) 有害性物質 (IMDG Code/class 9)
2. 表中 X 印で示されたものは、該当する危険物に対して特別要件が適用されることを示す。
3. 表中に付した肩文字は、次による。
 - a : 改正された IMDG Code により機械通風が要求される場合にのみ、要件を適用する。
 - b : いかなる場合も、A 類機関区域の境界から水平方向に 3m 離して積載すること。
 - c : 改正された IMDG Code を参照すること。
 - d : 運送される物質に応じて適宜要件を適用する。
 - e : IMDG Code によって、甲板下及び閉囲されたロールオン・ロールオフ区域への積載は禁止されている。
 - f : IMDG Code に記載される可燃性蒸気を含む危険物だけに適用する。
 - g : IMDG Code に記載される引火点が 23°C未満の危険物だけに適用する。
 - h : IMDG Code に記載される副次危険性が class 6.1 の危険物だけに適用する。
 - i : IMDG Code によって、class 2.1 の副次危険性を有する class 2.3 の危険物の甲板下及び閉囲されたロールオン・ロールオフ区域への積載は禁止されている。
 - j : IMDG Code によって、引火点が 23°C未満の危険物の甲板下及び閉囲されたロールオン・ロールオフ区域への積載は禁止されている。

19.3 特別要件

19.3.4 の表題を次のように改める。

19.3.4 通風装置

19.3.6 人員の保護

-1.を次のように改める。

-1. **10.10** により要求される消防員装具に加え，化学的作用に耐えるような 4 組の完全防護服を備えなければならない。防護服は，身体のすべての部分が保護されるようにすべての皮膚を覆うものでなければならない。防護服の選定に当っては，輸送する化学品の危険性を考慮し選択しなければならない。

附 則

1. この規則は，2011 年 1 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。ただし，遡及して適用される要件がある場合はこの限りでない。

鋼船規則検査要領

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

要
領

2010年 第3回 一部改正

2010年 12月 27日 達 第112号

2010年 7月 6日 技術委員会 審議

2010年12月27日 達 第112号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備

R19 危険物の運送

R19.2 総則

R19.2.1 適用

-1.を次のように改める。

-1. 規則 R 編 19.2.1-1.でいう「~~限られた量~~」「少量の危険物」及び「微量の危険物」については、それぞれ IMDG Code の 3 章 4 節及び 3 章 5 節の定義を参照すること。

R19.2.2 貨物区域の種類による適用

-4.を次のように改める。

-4. 規則 R 編 19.2.2(7)について適用する要件は、~~BC Code の Appendix B~~IMSBC Code の Group Bに掲げる貨物（MHB に該当する貨物を除く。）の運送に対するもので、その他の固体ばら積み危険物の運送については、関係主管庁の指示によること。

R19.3 特別要件

R19.3.2 発火源

-1.(2)及び(3)を次のように改める。

-1. 規則 R 編 19.3.2 の適用上, 使用又は設置が認められる電気設備については次によること。

(1) 規則 R 編 19.2.3(1)に掲げる危険物質を包装された状態で運送する船舶については表 R19.3.2-1.によること。

(2) 規則 R 編 19.2.3(~~8~~), (~~9~~), (~~11~~)(10), (13)又は(~~21~~)(23)に掲げる固体危険物質であって、爆発性粉体を発生するおそれのある物質をばら積みで運送する船舶については表

R19.3.2-2.によること。

- (3) 規則 R 編 19.2.3(10)(12)に掲げる固体危険物質であって、爆発性ガスを発生するおそれのある物質をばら積みで運送する船舶、並びに、規則 R 編 19.2.3(3), (6)(7) (引火点が-18℃未満の液体を除く。), (14)(15)又は(18)(19)に掲げる危険物質を包装された状態で運送する船舶については表 R19.3.2-3.によること。
(4)から(9)まで省略)

R19.3.6 人員の保護

-1.を次のように改める。

-1. 規則 R 編 19.3.6-1.にいう「完全防護服」は、非常時に用いるもので、全身保護服、手袋、長靴、保護眼鏡及びヘルメットより構成されるものとする。また、選定にあたっては、ばら積み貨物については ~~BC Code の Appendix E~~ IMSBC Code の Appendix 1 を、個品貨物については *IMDG Code* の追補の *Emergency Response Procedures for Ships Carrying Dangerous Goods (The EmS Guide)* をそれぞれ参照し、積載する貨物の種類及び性状に応じた化学的危険性について考慮したものとすること。

附 則

1. この達は、2011年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りでない。